

川崎市中小企業間連携展示会出展補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市中小企業間連携展示会出展補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 エネルギー価格等の物価高騰の影響により厳しい経営環境の中でも、新たな収益機会の確保や企業間の連携を促進するため、国内で開催される展示会等への共同出展に向けて、企業間が連携して行う販路開拓の取組を支援する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者等

- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者
- イ 前号に掲げる中小企業者が主たる構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に掲げる組合及び団体

(2) みなし大企業

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外の者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。）が所有又は出資している事業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

(3) 補助対象事業者

第4条第1項に規定する各号の全てに該当する中小企業者等

(4) 申請者

補助金の交付を受けようとする補助対象事業者及び共同出展に参加する補助対象外事業者

(5) 代表申請者

申請者を統括する補助対象事業者

(6) 共同出展に参加する補助対象外事業者

ア 市外の中小企業者等

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者に該当しない大企業

(7) 補助事業者

第10条第1項の規定に基づく交付決定の通知を受けた補助対象事業者

(補助対象事業者)

第4条 補助金の対象となる中小企業者等は、次の各号全てに該当する事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者等又は別表1に掲げる施設等に本店（主たる事務所）を有している中小企業者等であること。
- (2) 川崎市税（法人にあっては法人市民税、個人にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者であること。
- (3) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (4) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者とならないものとする。

- (1) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、本要綱に基づく市長指示・命令に反する行為を行っている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 代表者及び役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、法人の役員と同等の責任を有する者が暴力団員に該当するもの
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) みなし大企業に該当する者
- (8) その他、市長が適当でないと認めるもの

(共同出展に参加する補助対象外事業者)

第5条 共同出展に参加する補助対象外事業者は、事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 次に掲げる各号のいずれかに該当する補助対象外事業者は、共同出展に参加する申請者とならないものとする。

- (1) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、本要綱に基づく市長指示・命令に反する行為を行っている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 代表者及び役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、法人の役員と同等の責任を有する者が暴力団員に該当するもの
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) その他、市長が適当でないと認めるもの

（補助対象事業）

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が行う別表2に掲げる対象事業であつて、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 第4条第1項の補助対象事業者を含む2者以上で構成された共同出展であること。
- (2) 展示会場等において共同出展者の出展ブースが近接していること。
- (3) 共同出展者の社名の表示が確認できること。
- (4) 補助対象事業は、第10条に規定する補助金の交付決定を行った年度に属する2月29日までに実施するものとする。

2 次のいずれかに該当するときは、補助対象にならないものとする。

- (1) 既に事業を終了しているもの
- (2) 同一内容、同一経費で既に川崎市又は他の行政機関等の助成制度による助成を受けているもの又は採択が決定しているもの
- (3) オンライン上で開催される展示会等
- (4) 上記各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるもの

（補助対象経費）

第7条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な別表2に掲げる対象経費のほか市長が必要かつ適當と認めるものとする。

2 交付決定前に出展等の申込み及び支払いをしたものであつても、別途、公募要領で指定した対象期間内に開催される展示会等であれば補助対象とする。ただし、広告宣伝費は、除くものとする。

- 3 補助対象経費と補助対象経費以外の経費が一括して支払いが行われており、区別が不明確なものは、補助対象経費から除外する。

(補助率及び補助限度額)

第8条 補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。
- 3 市長は、予算の範囲内において、第1項に定めた補助率及び補助限度額を減じることができる。

(交付申請)

第9条 申請者は、補助金交付申請書(第1号様式。以下、「申請書」という。)のほか、別表2に掲げる申請書類を添えて市長に申請し、受付を受けるものとする。

- 2 前項に規定する申請書は、別途、公募要領で指定する日までに提出しなければならない。
- 3 公募要領で指定した期間内であっても、予算上限に達した場合は、先着順をもって受付を終了する。
- 4 交付申請は、1者あたり1申請を上限とする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、適当であると認められるときは、補助金を交付する者を決定し、所要の条件を付して、補助金交付決定通知書(第4号様式)により代表申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

(変更・中止の申請)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下、「補助事業」という。)について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに事業計画変更(中止)承認申請書(第5号様式。以下、「変更(中止)申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる変更については、第13条第1項に定める事業実績報告書(第8号様式)に記載することにより、これに代えることができる。

- (1) 事業実施期間の終期を前倒しする場合
- (2) 事業計画書に記載の事業内容に変更を及ぼさない範囲で事業の一部を中止する場合であって、補助対象経費から該当分を除算する場合

- (3) 同一費目において経費の配分を変更する場合であって、事業計画書に記載の事業内容に変更が生じない場合
- (4) 費目間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合かつ事業計画書に記載の事業内容に変更が生じない場合
- (5) その他、市長が認める場合

2 第10条により通知した交付の決定額から増額はできない。

(変更・中止の承認)

第12条 市長は、前条の変更(中止)申請書の提出があった場合において、補助金の変更又は中止の承認を決定したときは、補助金変更(中止)決定通知書(第6号様式)により、代表申請者に通知するものとする。また、補助金変更又は中止の不承認を決定したときは、補助金変更(中止)不承認通知書(第7号様式)により代表申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(第8号様式)
- (2) 支払いを証する書類の写し
- (3) 広告宣伝費に係る契約書や注文書・注文請書等の写し
- (4) 展示会等の自社ブースの写真など共同出展者の参加が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第14条 市長は、事業実績報告書(第8号様式)の提出を受けた後、速やかにその内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(第9号様式。以下、「確定通知書」という。)により、代表申請者に通知するものとする。ただし、第10条により決定した補助金額又は第12条により承認した補助金額から変更が生じない場合は、確定通知書による通知を省略することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第15条 代表申請者は、前条の規定により補助金の額が確定した後、速やかに市長に補助金の請求書を提出しなければならない。

2 市長は、適法な前項の請求書を受けてから、30日以内までに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し・返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消しすることができる

- (1) 偽りの申請、報告又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付を受けるまでに第4条、第5条、第6条に定める要件を欠くことになったとき
- (4) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示・命令に違反したとき

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定による取消しにより補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

4 補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

(書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しておかなければならない。

(実施状況の調査等)

第18条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めるときは、書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助事業に係る帳簿等の関係書類や設備等、実施状況について調査を行うことができる。

(事業成果の把握・普及)

第19条 補助事業者は、市長が補助事業の成果を把握するためのアンケート調査等の事業を行うときは、その回答等に協力するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項については、他に定めのある場合を除き、市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

別表第1（第4条関係）

対象施設等

- (1) かながわサイエンスパーク
- (2) かわさき新産業創造センター
- (3) テクノハブイノベーション川崎
- (4) 明治大学地域産学連携研究センター
- (5) ナノ医療イノベーションセンター
- (6) その他のインキュベーション施設であって、市長が特に認めるもの

別表第2（第6条、第7条、第8条、第9条関係）

対象事業	日本語を主要な言語とし、日本国内の販路開拓・収益拡大を主たる目的とする国内で開催される展示会等への共同出展。
補助率	2分の1以内
限度額	(1) 100万円 (2) 25万円×共同出展する補助対象者数 ※(1)または(2)の低い方を補助上限額とする ※親会社、子会社などの関連会社（自社と資本関係（連結決算等）のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）で共同出展する場合、対象になるのは1者とする
対象経費	出展料、小間装飾費、広告宣伝費
申請書類	(1) 補助金交付申請書（第1号様式） (2) 事業計画書（第2号様式） (3) 誓約書（第3号様式） (4) 法人の履歴事項証明書又はその写し（申請書の提出3箇月以内のもの）個人事業主の場合は、開業届等の写し (5) 市民税納税証明書等の写し（申請書の提出3箇月以内のもの） (6) 会社パンフレット (7) 出展製品・技術のパンフレット等 (8) 展示会・商談会等の募集要項等 (9) 出展・参加申込書、出展料・参加料支払い証拠書類（請求書、領収書のコピー等） (10) その他市長が必要と認める書類 (1)、(2)、(8)、(9)は代表申請者が取りまとめ1部提出、(3)から(7)は全申請者分提出すること。なお、共同出展に参加する補助対象外事業者は(6)、(7)のみ提出すること。 (9)は申請時点で該当する書類があれば提出すること。